

津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

平成18年1月1日訓第32号

改正 平成18年6月27日訓第208号
平成19年6月28日訓第34号
平成20年5月29日訓第48号
平成21年5月29日訓第41号
平成22年5月26日訓第41号
平成23年5月31日訓第33号
平成24年5月30日訓第36号
平成25年5月31日訓第38号
平成26年5月29日訓第33号
平成27年5月28日訓第55号
平成28年3月30日訓第31号
平成28年5月31日訓第52号
平成29年5月31日訓第64号
平成30年6月6日訓第39号

(趣旨)

第1条 この要綱は、私立幼稚園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設である私立幼稚園を除く。以下同じ。）に係る就園奨励事業の推進を図るため、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象幼児 私立幼稚園に在園する満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児をいう。
- (2) 保育料等 対象幼児に係る入園料及び保育料をいう。
- (3) 減免年度 私立幼稚園の設置者が保育料等を減額し、又は免除する年度をいう。

(4) 保護者 本市の区域内に住所を有し、対象幼児を保護する義務のある者をいう。

(5) 世帯員等 対象幼児と同一世帯に属し、生計を一にしている父母及び父母以外の扶養義務者（家計の主宰者である者に限る。）のすべての者（居住を異にするが、当該世帯と経済的に一体性を有すると認められるこれらの者を含む。）をいう。

（名称）

第3条 第1条の補助金は、「私立幼稚園就園奨励費補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

（交付の対象）

第4条 補助金は、保護者から徴収すべき保育料等を減額し、又は免除する私立幼稚園の設置者に対して、これを交付するものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金は、別表に掲げる額（年額）を限度とし、予算で定める範囲内においてこれを交付するものとする。

（交付申請の期限等）

第6条 補助金に係る交付申請書を提出する場合におけるその開始期日は、毎年度6月1日とする。

2 規則第3条第1項の別に定める期日とは、毎年度11月末日とする。

（添付書類）

第7条 規則第3条第1項第4号の市長が必要と認める書類とは、次に掲げる書類とする。

(1) 保護者から私立幼稚園の設置者に提出のあった保育料等の減免に係る申請書等

(2) 市町村民税に係る課税証明書若しくは納税通知書の写し又は生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている旨の社会福祉事務所長の証明書

(3) 保育料等の減免申請者名簿

(4) 私立幼稚園の園則

（書類等の保管）

第8条 補助金の交付を受ける私立幼稚園の設置者は、保育料等の減免に係る書類等を減免年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓の規定は、平成18年度以降の年度分の補助金の交付について適用し、平成17年度分までの補助金の交付については、なお合併前の津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成元年津市訓第7号）又は久居市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規程（昭和47年久居市教育委員会規程第17号）の例による。

附 則（平成18年6月27日訓第208号）

この訓は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成19年6月28日訓第34号）

この訓は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成20年5月29日訓第48号）

この訓は、平成20年6月1日から施行する。

附 則（平成21年5月29日訓第41号）

この訓は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成22年5月26日訓第41号）

この訓は、平成22年6月1日から施行する。

附 則（平成23年5月31日訓第33号）

この訓は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成24年5月30日訓第36号）

この訓は、平成24年6月1日から施行する。

附 則（平成25年5月31日訓第38号）

この訓は、平成25年6月1日から施行する。

附 則（平成26年5月29日訓第33号）

この訓は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平成27年5月28日訓第55号）

この訓は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日訓第31号）

この訓は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月31日訓第52号）

この訓は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（平成29年5月31日訓第64号）

この訓は、平成29年6月1日から施行する。

附 則（平成30年6月6日訓第39号）

この訓は、平成30年6月7日から施行する。

別表（第5条関係）

単位 円

| 区 分 | | 第1子 | 第2子 | 第3子以降 |
|--|--------------|---------|---------|---------|
| 生活保護法の規定による保護を受けている世帯 | | 308,000 | | |
| 減免年度に係る世帯員等が納付すべき市町村民税又は市町村民税の所得割が非課税となる世帯 | ひとり親世帯等 | 308,000 | | |
| | ひとり親世帯等以外の世帯 | 272,000 | 308,000 | |
| 減免年度に係る世帯員等が納付すべき市町村民税の所得割の合計額が77,100円以下となる世帯 | ひとり親世帯等 | 272,000 | 308,000 | |
| | ひとり親世帯等以外の世帯 | 187,200 | 247,000 | 308,000 |
| 減免年度に係る世帯員等が納付すべき市町村民税の所得割の合計額が211,200円以下となる世帯 | | 62,200 | 185,000 | 308,000 |
| 減免年度に係る世帯員等が納付すべき市町村民税の所得割の | | — | 154,000 | 308,000 |

合計額が211,201円以上となる世帯

〔備考〕

- 1 年度途中における入園、退園及び休園により、保育料が登園期間に応じて納付される場合においては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める算式により算出して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）を限度額とする。
 - (1) 当該年度に入園料が納付されている場合 この表に掲げる該当額×
(保育料の納付済月数+3)÷15
 - (2) 当該年度に入園料が納付されていない場合 この表に掲げる該当額×
(保育料の納付済月数)÷12
- 2 保護者から徴収すべき保育料等の額がこの表に掲げる該当額を下回る場合は、当該徴収すべき保育料等の額を限度額とする。
- 3 市町村民税の所得割の額の算定に当たっては、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)による住宅借入金等特別税額控除の適用前の額とする。
- 4 同一世帯に子ども（減免年度に係る世帯員等が納付すべき市町村民税の所得割の合計額が77,101円以上の世帯にあつては、幼稚園、保育所、認定こども園、家庭的保育事業等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。）、特別支援学校の幼稚部若しくは児童心理治療施設（児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設（児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）附則第6条の規定により児童心理治療施設とみなされるものを含む。）をいう。）に通い、又は在学する小学校就学前子ども、特例保育を受ける小学校就学前子ども、児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども又は小学校第1学年から第3学年までに在学する子どもに限る。）が2人以上いる場合における対象児童の区分の適用は、当該対象児童を含めて年齢の高い順に1人目の子どもを第1子、当該対象児童を含めて年齢の高い順に2人目の子どもを第2子、当該対象児童を含めて年齢の高い順に3人目以降の子どもを第3子以降とする。
- 5 ひとり親世帯等とは、次の各号のいずれかに該当する者のある世帯をいう。
 - (1) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者（被保護者を除く。）
 - (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの
 - (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
 - (4) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る）
 - (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第12

3号) 第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る。)

(6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児童(在宅の者に限る。)

(7) 国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者(在宅の者に限る。)

(8) その他市長が第1号に規定する者と同程度に生活が困窮していると認める者